



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成18年3月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人天竜川ゆめ会議
- 3 代表者の氏名  
福澤 浩
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県駒ヶ根市赤穂14616番地67
- 5 定款に記載された目的

この法人は、天竜川流域の河川や水辺で水害・土砂災害等の自然災害の防止、水資源の保護、生態系の保護観察等の活動を行っている仲間たちと交流、連携を促進しつつ、天竜川の環境を保全、回復し、次世代に誇りをもってこれを継承することを目的とする。

NPO推進チーム

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成18年4月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人メディカルセラピー協会
- 3 代表者の氏名  
清水 正洋
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県長野市上松3丁目32番11号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、心身治癒の促進を目的としたメディカルセラピーの技術の向上や開発の為に研究し、その成果を講習会やセミナー及び機関誌等を通じて市民及び会員に提供する。

一方で、メディカルセラピーの社会的認知活動の為に異業種との交流や一般市民に対するシンポジウム、セミナーを開催する。これらの活動を通して、広く国民の健康増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成18年4月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人働くもののいのちと健康を守る長野センター
- 3 代表者の氏名  
北原 明倫
- 4 主たる事務所の所在地  
長野市大字高田中村276番地8 県労連会館3階
- 5 定款に記載された目的

本法人は、働くものの労働・仕事や社会的要因により起こる健康障害と災害・疾病などを防止し職場と地域の安全衛生確保と完全な補償の実現のために調査情報収集、研究、政策提言などの活動を関係団体（者）、専門家、地域組織、海外組織などと交流・連携、協力・共同して進め、働くもののいのちと健康を守る事業を通じて人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与するものとするを目的とする。

NPO推進チーム

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成18年4月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人みみずく
- 3 代表者の氏名  
田中 直子
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県茅野市ちの字丁田2761番9
- 5 定款に記載された目的

この法人は、痴呆性高齢者が住み慣れた地域で可能な限りその人らしく生活する事ができるような介護に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

平成18年度の自衛官(2等陸士、2等海士及び2等空士)の募集期間等は、次のとおりです。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

1 募集期間

男子	第1次募集	平成18年4月27日から同年6月30日まで
	第2次募集	平成18年7月1日から同年9月30日まで
	第3次募集	平成18年10月1日から同年12月31日まで
	第4次募集	平成19年1月1日から同年3月31日まで
女子	第1次募集	平成18年4月27日から同年7月31日まで
	第2次募集	平成18年8月1日から同年9月8日まで

2 受付場所

市町村役場及び下記募集事務所において受付をします。

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
飯田出張所	395-0053	飯田市大久保町2637-3 飯田地方合同庁舎1階	0265 (22) 2613
長野募集事務所	380-0846	長野市旭町1108番地 長野第2合同庁舎内	026 (235) 6026
上田募集事務所	386-0025	上田市天神町4-17-3 金井MSTYビル1階	0268 (22) 5267
松本募集事務所	390-0815	松本市深志2-6-5 マルナカ深志ビル1・2階	0263 (36) 2787
茅野募集事務所	391-0002	茅野市塚原1-3-20 茅野商工会議所会館1階	0266 (82) 6785
伊那募集事務所	396-0000	伊那市伊那3446-21 島屋バラエティービル2階	0265 (73) 4860

3 試験期日及び試験場所

応募者に自衛隊長野地方連絡部から別途通知します。

市町村チーム

公告

毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

1 試験日時

平成18年8月3日(木) 午前9時40分から午後0時10分まで

2 試験場所

試験地	試 験 場
佐久市	長野県佐久合同庁舎(佐久市大字跡部65-1)
伊那市	長野県伊那合同庁舎(伊那市大字伊那3497)
飯田市	長野県飯田合同庁舎(飯田市追手町2-678)
松本市	長野県松本合同庁舎(松本市島立1020)
長野市	長野県庁(長野市大字南長野字幅下692-2) 長野保健所(長野市中御所岡田98-1)

3 試験の区分

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

- (1) 筆記試験
  - ア 毒物及び劇物に関する法規
  - イ 基礎化学
  - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験(筆記方式)

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験資格

学歴、年齢及び経験は問いません。

6 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(10,700円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成18年6月1日(木)から6月23日(金)までの日曜日及び土曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成18年6月23日までの消印があるものに限り受け付けます。)

(4) 受付場所

ア 長野県外居住者

長野県衛生部薬務チーム

(県庁専用郵便番号 380-8570、住所記載不要)

イ 長野県内居住者

次の表に掲げる最寄りの保健所

名 称	所 在 地
佐久保健所	佐久市跡部65-1
上田保健所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健所	伊那市伊那3497
飯田保健所	飯田市追手町2-678
木曾保健所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健所	松本市島立1020
大町保健所	大町市大町1058-2
長野保健所	長野市中御所岡田98-1
北信保健所	飯山市静間町尻1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

ウ 次の表に掲げる保健所支所では受験願書の受付はできませんのでご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名 称	所 在 地
佐久保健所小諸支所	小諸市甲上野岸3354-6
飯田保健所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1

松本保健所安曇野支所	安曇野市豊科4960-1
長野保健所須坂支所	須坂市須坂1332
長野保健所千曲支所	千曲市桜堂268-1
北信保健所中野支所	中野市中央1-4-19

## (5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

## (6) 注意事項

- ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。
- イ 受験願書提出後の試験の区分及び試験場所の変更はできません。

## 7 合格発表

平成18年9月4日(月)午前9時に長野県内の保健所(長野市保健所を含む。)及び保健所支所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

## 8 その他

- (1) 受験願書に記載していただく個人情報は、毒物劇物取扱者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等をすることはありません。
- (2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県衛生部薬務チーム又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に行ってください。

薬務チーム

## 公告

県営小段地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称  
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成14年7月22日
- 3 工事の完了年月日  
平成17年12月15日

水と土・郷づくりチーム

## 公告

県営科の木地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称  
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成15年12月18日
- 3 工事の完了年月日  
平成17年12月27日

水と土・郷づくりチーム

## 公告

県営樋橋汐地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

- 1 土地改良事業の名称  
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成14年9月25日
- 3 工事の完了年月日  
平成18年3月14日

水と土・郷づくりチーム

公告

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定により、平成18年3月28日に長野県卸売市場整備計画を定めたので、その概要を次のとおり公表します。

平成18年4月27日

長野県知事 田中康夫

第1 目標年度

平成17年度を開始年度とし、平成22年度を目標年度とする。

第2 卸売市場配置の方針

1 流通圏の設定

流通圏は、人口の集中状況、道路交通網の整備に伴う物流の広域化、買受人への販売状況などを勘案し、一体的に把握することが適当と認められる区域として、以下の2流通圏とする。

流通圏	区 域	流 通 圏 人 口	
		平成15年度 (基準年度)	平成22年度 (目標年度)
東北信	長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、飯山市、佐久市、千曲市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡及び下水内郡	1,139,429	1,121,500
中南信	松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、東筑摩郡及び北安曇郡	1,164,423	1,146,000
合 計		2,303,852	2,267,500

2 需要量の現状と見通し

流通圏	東 北 信		中 南 信		県 計		22/15	
	平成15年度	平成22年度	平成15年度	平成22年度	平成15年度	平成22年度		
青果物	野菜	116,108 <sup>t</sup>	119,200 <sup>t</sup>	116,326 <sup>t</sup>	119,500 <sup>t</sup>	232,434 <sup>t</sup>	238,700 <sup>t</sup>	102.7 <sup>%</sup>
	果実	52,983	53,000	53,447	53,500	106,430	106,500	100.1
水産物	54,123	53,500	54,728	54,100	108,851	107,600	98.9	
食 肉	23,814	22,900	24,104	23,100	47,918	46,000	96.0	
花 き	切花	39,880 <sup>千本</sup>	46,500 <sup>千本</sup>	40,638 <sup>千本</sup>	47,300 <sup>千本</sup>	80,518 <sup>千本</sup>	93,800 <sup>千本</sup>	116.5
	鉢物	11,622 <sup>千鉢</sup>	13,900 <sup>千鉢</sup>	11,761 <sup>千鉢</sup>	14,200 <sup>千鉢</sup>	23,383 <sup>千鉢</sup>	28,100 <sup>千鉢</sup>	120.2

3 市場流通量の現状と見通し

流通圏	東 北 信		中 南 信		県 計		22/15	
	平成15年度	平成22年度	平成15年度	平成22年度	平成15年度	平成22年度		
青果物	野菜	187,577 <sup>t</sup>	262,200 <sup>t</sup>	134,413 <sup>t</sup>	135,500 <sup>t</sup>	321,990 <sup>t</sup>	397,700 <sup>t</sup>	123.5 <sup>%</sup>
	果実	107,142	106,000	56,231	54,800	163,373	160,800	98.4
水産物	50,852	51,200	49,802	49,200	100,654	100,400	99.7	
食 肉	762	700	455	600	1,217	1,300	106.8	
花 き	切花	71,675 <sup>千本</sup>	88,600 <sup>千本</sup>	24,888 <sup>千本</sup>	29,300 <sup>千本</sup>	96,563 <sup>千本</sup>	117,900 <sup>千本</sup>	122.1
	鉢物	9,509 <sup>千鉢</sup>	14,600 <sup>千鉢</sup>	1,197 <sup>千鉢</sup>	1,400 <sup>千鉢</sup>	10,706 <sup>千鉢</sup>	16,000 <sup>千鉢</sup>	149.4

4 卸売市場の配置計画

卸売市場については、従来より生鮮食料品等の安定的・効率的な流通を確保する観点から整備推進が図られてきたが、今後は流通圏の消費人口、消費・生産の動向、市場取扱量の見通し等を勘案し、2流通圏における個々の市場の機能区分（広域拠点市場、拠点市場等）に応じて、それぞれの市場の機能・役割が十分発揮されるよう配置するものとする。

## (1) 地方卸売市場

流通圏	当該流通圏既存市場			目標年度(平成22年度)までの方針					備考		
	市町村名	市場名	開設形態	市場の配置計画	開設形態	取扱品目				整備予定年度	
						青果物	水産物	食肉			花き
東北信	佐久市	(1) 佐久連合地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○					(地)
		(2) 佐久丸一地方卸売市場	民設	〃	民設		○	○			
		(3) 丸水長野県水佐久地方卸売市場	民設	〃	民設		○	○			
		(4) 佐久長印地方卸売市場	民設	〃	民設	○					(地)
		(5) 地方卸売市場長野中央園芸市場佐久営業所	民設	〃	民設				○		
	上田市	(6) 上田連合地方卸売市場	民設	広域拠点市場として存置	民設	○					(地)
		(7) 丸水長野県水上田地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○	○	○			
		(8) 山一上田地方卸売市場	民設	〃	民設		○	○			
		(9) 上田丸一地方卸売市場	民設	〃	民設		○				
		(10) 東信中央園芸地方卸売市場	民設	〃	民設				○		
	長野市	(11) 長野地方卸売市場	民設	広域拠点市場として存置	民設	○	○				(地)
		(12) 篠ノ井丸果青果地方卸売市場	民設	存置	民設	○					
		(13) 丸南青果地方卸売市場	民設	〃	民設	○					
		(14) 長野中央園芸地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設				○		(地)
	千曲市	(15) 戸倉地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○					
	須坂市	(16) 東青果地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○					
		(17) 長印須坂地方卸売市場	民設	拠点市場として移転整備	民設	○				18	(地)
	中野市	(18) 中野長印地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○					
	飯山市	(19) 長印飯山中央地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○	○				(地)
中南信	諏訪市	(20) 諏訪市公設地方卸売市場	公設	拠点市場として存置	公設	○	○				(地)
	伊那市	(21) 丸水長野県水伊那地方卸売市場	民設	拠点市場として存置	民設	○	○	○			
		(22) 伊那丸一地方卸売市場	民設	〃	民設	○	○	○			(地)
		(23) 丸伊伊那地方卸売市場	民設	〃	民設	○					
	駒ヶ根市	(24) 駒ヶ根市公設地方卸売市場	公設	存置	公設	○					
	飯田市	(25) 飯田市地方卸売市場	公設	拠点市場として存置	公設	○	○		○		(地)
	松本市	(26) 松本市公設地方卸売市場	公設	広域拠点市場として存置	公設	○	○	○	○		(地)
大町市	(27) 大町青果地方卸売市場	民設	存置	民設	○						
計	27			27							

(注) 1 目標年度(平成22年度)までの方針の整備予定年度欄中の数字は、整備に着手する予定年度を示す。

2 備考欄の(地)は、国の卸売市場整備基本方針に定める「地域拠点市場」の取扱数量要件(目標年度において、青果物15,000トン、水産物7,000トン、花き2,000万本相当)に達すると見込まれる市場を示す。

## (2) 任意市場

流通圏	当該流通圏既存市場			目標年度(平成22年度)までの方針					備考		
	市町村名	市場名	開設形態	市場の配置計画	開設形態	取扱品目				整備予定年度	
						青果物	水産物	食肉			花き
東北信	長野市	(28) 榑横田青果市場	民設	存置	民設	○					
		(29) 丸塩青果生産組合市場	民設	〃	民設	○					
		(30) 榑長野花卉卸売市場	民設	〃	民設				○		
		(31) 尙長野流通園芸卸売市場	民設	〃	民設				○		
中南信	伊那市	(32) 榑長野中央園芸市場南信分場	民設	存置	民設				○		
	塩尻市	(33) 榑長印松本合同塩尻支社	民設	存置	民設	○					
計	6			6							

## 第3 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標

- 1 周辺の土地利用との調整を考慮し、都市計画等との整合性が確保されるとともに、各施設の適切な配置に配慮するものとする。
- 2 商品の多様化、取引方法の変化、情報化の進展、物流技術の進歩、食の安全・安心に対する要請の高まり、環境に対する社会的関心の増大等に対応して必要となる施設を計画的に整備するとともに、整備された施設の効率的な利用及び維持管理の適正化に配慮するものとする。
- 3 低温卸売場、温度帯別冷蔵庫、衛生管理施設等の品質管理の高度化に資する施設を計画的に配置するとともに、小売形態の変化に対応した保管・加工処理・配送施設の整備に努めるものとする。
- 4 物流業務の効率化やトレーサビリティシステム（情報追跡システム）の確立のため、生鮮E D I標準（受発注等の取引情報を電子的に交換する方法の標準的な取り決め）の活用、無線I Cタグ（メモリ機能を有する極小のI Cチップとアンテナを内蔵した荷札）の導入等、情報技術の活用に積極的に取り組むものとする。

## 第4 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する事項

- 1 取引の公正性・透明性を確保しつつ、流通コストの削減や生産者・実需者のニーズへの的確な対応を通じ、卸売市場の取引の活性化に努めるものとする。
- 2 商品管理の適正化、食品衛生の確保、ロジスティクス（戦略的物流管理システム）の展開方向、市場労働力の省力化等に配慮するものとする。
- 3 市場関係業者は、温度管理による生鮮食料品等の鮮度保持、市場内の施設や用具等の洗浄・殺菌、場内搬送車両の無公害化、品質管理の責任者の設置と責務の明確化等により品質管理の高度化に取り組むものとする。

## 第5 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

- 1 卸売業者は、業務の適正かつ健全な運営を確保し、安定的な卸売機能を果たしていくため、事業規模の適正化及び経営体質の強化を図るものとする。
- 2 卸売業者は、平成21年4月からの卸売手数料徴収の弾力化への円滑な移行のため、取引方法や提供するサービスの充実、経営体質の強化に努めるものとする。
- 3 仲卸業者は、卸売業者等との連携により経営体質の強化を図るとともに、小売業者等の仕入れニーズの的確な把握に努め、これに対応した商品の小分け・包装、配送等の販売機能や小売業者への支援機能の強化を図るものとする。

## 第6 卸売市場の活性化に関する事項

- 1 生産と消費を相性よく結びつけるための流通諸サービスを提供する諸機能の強化を図り、市場の競争力を高めるものとする。
- 2 全国有数の農業県に立地する産地市場としての特色を生かし、多彩な県産農産物の集荷、小分け・包装、配送機能、企画提案機能の強化を図るとともに、出荷規格の簡素化、通いコンテナの利用を促進するものとする。
- 3 産地地消を促進するため、小売店等への効率的な地域内流通システムの構築を図るとともに、量販店の産直コーナー・直売所及び生産集団等における配送、品揃え、過不足の調整、生産・販売情報の提供等のきめ細かな支援活動を行い、地場農産物等の地域内流通の拡大に努めるものとする。
- 4 産地に対しては、売れ筋・値ごろ感等の消費情報を提供するなどの産地へのアドバイザー機能を強化し、小売業者等に対しては消費者ニーズに応える商品づくり、品揃え、商品特性・料理方法等の販売情報の提供や配送・販売支援など、より具体的な形でのリテールサポートの取組みを強化し、生産から消費までの最適な商品供給ラインの構築を図るものとする。  
また、近年の食習慣の乱れ等の実態を踏まえ、生産者や小売業者等と一体となって消費者に対する食生活指針の普及や食農教育の推進に努めるものとする。
- 5 卸売市場の流通段階で表示が途切れることのないよう配慮するとともに、関連事業者等への働きかけを通じて原産地表示の徹底を図るほか、商品の小分け・包装をはじめとする市場業務全体を通じてなお一層表示の適正化に取組み、消費者の信頼の確保を図るものとする。
- 6 有害物品に関する検査体制の確立、H A C C P（危害分析重要管理点）方式の導入など適正な衛生管理・品質管理を進め、食品の安全性の確保を図るとともに、包装容器や食品残さ等廃棄物の発生抑制やリサイクルに努め、環境問題への取組みの推進に配慮するものとする。

## 第7 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項

- 1 卸売市場の役割を広く周知するため、立地条件などに応じて市場見学会、市場まつり等による市場施設の開放を行い、地域住民に開かれた卸売市場への取組みを積極的に行うものとする。
- 2 防災性に配慮した施設整備を行うとともに、災害発生時において相互応援により適切に供給がなされるよう努めるものとする。
- 3 取引方法の改善、最新の物流システムの導入、福利厚生施設の充実等により市場の労働条件の改善に努めるものとする。